

令和 5 年 6 月 5 日現在

機関番号：14401

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2022

課題番号：19K01263

研究課題名（和文）司法書士の成年後見を主軸とした紛争処理活動の研究

研究課題名（英文）The dispute handling of judicial scrivener who takes guardianship work

研究代表者

仁木 恒夫（Niki, Tsuneo）

大阪大学・大学院法学研究科・教授

研究者番号：80284470

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 2,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、多くの司法書士が携わっている成年後見業務のなかで発生する紛争に、近年強化された紛争処理機能がどのように生かされるのかについての、解釈法社会学の手法に基づいた、理論的かつ経験的な研究をおこなう。司法書士の事理弁識能力が不十分な要対応者への関与にみられる特有の困難が推測され、また解釈法社会学の手法の有効性も見込まれる一方で、司法書士の紛争処理機能が、制度強化時に期待されたほどには定着していないのではないかと推測される。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究で獲得された成果により、司法書士の成年後見業務において、紛争が伏在している可能性とともに、より広範な支援の観点から困難な問題が関与過程にありうることが推測された。また、この領域においても、解釈法社会学の方法論の有効性が見通しが得られている。成年後見業務と紛争処理業務との統合的な把握の必要を示唆する本研究は、超高齢社会における法専門職の重要な役割を検討する方向性を明らかにする。また、簡易裁判所での通常民事訴訟の事例分析から得られた知見は、簡易裁判所での専門職による代理が増加する中で、司法書士が本人支援の理念を達成するような代理のあり方について手がかりを提供している。

研究成果の概要（英文）：A lot of judicial scriveners engage in the guardianship works in which they experience a range of troubles in Japan. I study about the way judicial scriveners use their skills of dispute handling in the guardianship works according to the interpretive legal sociology. In these cases we can find specific difficulties to support their clients. Then we expect the usefulness of the framework of the interpretive legal sociology. But we speculate that the role of judicial scrivener in dispute resolution may not function well.

研究分野：社会科学

キーワード：司法書士 紛争処理 成年後見

1. 研究開始当初の背景

司法書士は、沿革的には裁判所への提出書類を作成する専門職であったが、現実にはその主要業務は登記関係業務であるとされてきた。司法書士の裁判関係書類作成業務は、弁護士過疎地域での補完的な役割とされるにしても(宮澤節生『法過程のリアリティ』)都市部での固有の利用者ニーズに対応したものとされるにしても(和田仁孝「司法書士と紛争処理」)、副次的な位置づけであった。

しかし、司法制度改革のなかで、これまでの実績から認定司法書士による簡裁代理権等関係業務が許されるようになった。この制度の導入は、多重債務問題の時期と重なり、多くの認定司法書士が、過払い訴訟や任意整理に携わり、代理人として紛争処理業務になじむ状況を経ることとなった。

他方で、現在、多くの司法書士にとって、成年後見は業務のなかの大きな領域を占めている。司法書士は、早くから体制を整備し取り組んできた実績から、超高齢社会において、弁護士と並んで重要な専門職後見人となっている。高齢者等十分な事理弁識能力が備わっていない人びとは、日常生活において適切な財産管理が困難であることに加え、紛争に巻き込まれる危険性も高い。一定の紛争処理に関与する資格を得て、経験も積んだ司法書士には、こうした事理弁識能力に不安のある人びとへの支援が期待される。

このような独自の専門性を確立してきた司法書士について、後見制度を中核として、拡充された紛争処理手段を活用した、高齢者に対する法的サービスがどのようなものなのかはまだ十分に検討されてはいない。

2. 研究の目的

本研究は、司法書士に特徴的な紛争処理業務の1つとして成年後見業務と密接に関連した領域での活動の一端を、具体的な事例を解釈法社会学の理論的枠組により検討することで明らかにする。そして、その問題点を明らかにし、この領域での司法書士の活動がより効果的になるための、司法政策論を行う。

3. 研究の方法

本研究では、次の3つの側面から研究を進める。第一に、司法書士の紛争処理業務と成年後見業務との実効的な組み合わせ方を理論的に再構成する。第二に、具体的な事例を、解釈法社会学の理論的枠組で検討する。第三に、アメリカの Independent paralegal と比較法社会学的な検討をおこなう。そして、最終的にこれらを統合する。

まず、司法書士の紛争処理業務と成年後見業務との実効的な組み合わせ方の理論的考察である。司法制度改革以前には、おもに裁判関係書面作成業務の意義をめぐって議論されてきたが(江藤价泰、住吉博、和田仁孝など)制度改革後は業務の内容よりはむしろアクセス・ポイントとしてのジェネラリスト的な役割が論じられている(山野目章夫、七戸克彦)。司法書士にとっては新しい活動領域である簡裁代理等関係業務についても、成年後見関係業務についても、その実情にそった検討はまだ十分になされていない。本研究では、文献調査を出発点としつつも、おもに実態調査から得られた知見により、この2つの業務を統合的にとらえる理論的枠組を検討する。

次に、具体的な事例を収集するとともに、これを解釈法社会学の理論的枠組で分析検討する。ここでは、司法書士への実態調査により事例を収集することが予定される。聞き取り調査を中心としつつ、可能な限り幅広く資料の収集をおこなう。また、事例を分析するさいの理論的枠組である解釈法社会学については、Sarat や Merry、Yngvesson らの著作を再読し、他の理論的枠組と比較しながら、その特徴を明らかにする。

最後に、アメリカの Independent paralegal と比較しつつ、わが国の司法書士の活動の特徴を明らかにする。司法書士は、その社会的機能の点から、アメリカにおける Lawyer または Independent Paralegal に比較される。多くの司法書士が簡裁の事物管轄内で代理権を保持するようになった現状においては、幅広い法律業務をカヴァーする Lawyer へと接近しているようにも思われるが、本研究では従来から法専門職とは区別され準法専門職とされてきた職能の位置づけをふまえて、Guardianship をおこなっている Independent paralegal との比較を試みる。New Jersey 等で活動している Independent paralegal への調査に基づき、比較研究を予定する。

4. 研究成果

(1) 本研究の成果の概要

本研究課題の研究実施期間では、中心的なわが国およびアメリカでの調査活動の時期に感染

症の影響を受けて、当初予定していた十分な調査研究を実施することができなかった。したがって、調査を遂行できる領域から研究を進めていくこととなったため、研究の諸側面の割合に変更が生じるようになった。しかし、次の4つの側面で研究成果を獲得するにいたっている。すなわち、第一に、司法制度改革以降の司法書士の裁判所での活動の傾向と課題、第二に、司法書士の司法ソーシャルワーク活動の解釈法社会学的分析の見通し、第三に、解釈法社会学の方法論の特徴の再検討、第四に、簡易裁判所における代理訴訟での本人参加のあり方についての知見である。以下、それぞれについて詳細にみていく。

(2) 司法制度改革以降の司法書士の裁判所での活動の傾向

まず、司法書士が司法制度改革以降に獲得した簡易裁判所の事物管轄内における紛争処理事件での代理がどの程度機能していると推測されるかを、統計資料に基づいて検討した(『庶民の裁判所』と『くらしの法律家』)。認定司法書士の人数は継続的に増加傾向にあるが、多重債務問題をめぐって発生した過払い訴訟の急増が2010年をピークに今度は激減に向かうのと連動して、簡易裁判所での専門職代理件数は減少していく。とりわけ弁護士代理の割合は増加していくのに対して、司法書士代理の割合は減少へ向かっていく。司法制度改革で多くの司法書士が備えることになった簡裁代理の能力は、多重債務問題のもとで発揮され、従来以上に司法書士の紛争処理への関与が増えたと推測されるが、過払い訴訟の終息とともに簡裁代理権の利用は激減し、当初期待された市民紛争での司法書士の簡裁代理は一般に普及定着したとはいえない状況にある。また、司法書士の裁判関係業務において、代理以上に負担が大きいと思われる書面作成による本人訴訟支援は、弁護士人口の増加もあり、いっそう少なくなったのではないかと危惧される。

(3) 司法書士の司法ソーシャルワーク活動の解釈法社会学的分析の見通し

感染症の影響を受ける前年に、探索的な調査を実施し、司法書士の司法ソーシャルワーク活動に早くから関心をもって試行してきた司法書士に聞き取りを行った。このタイプの支援は、法的な関与だけでなく、場合によってはそれ以外の障害への気づきやそれをふまえた応接が必要であるが、その見立ての難しさが推測される。そして、法専門職が福祉専門職と連携して要対応者の支援を行う中で、そうした気づきを得る可能性が示唆される。こうした困難がともない、法専門職が想定した効果的支援にいたらない場合が起こりうる。それを要対応者の視角から説明する可能性も考えられるが、本格的な検討はより詳細な資料に基づく検討が必要となる。

(4) 解釈法社会学の方法論の特徴の再検討

本研究の理論的枠組として想定していた解釈法社会学については、よりマクロな視点からの構造機能分析と対比し、また同じくミクロな視点からの過程分析との相違点を明確にしつつ整理した(『社会秩序と紛争』)。解釈法社会学によると、紛争当事者は必ずしも目的志向的な判断のもとで行動をおこなっているわけではない。そして紛争行動自体も言説の構造的な制約のもとでなされているし、平常的状況においても言説の拘束への反発が生じている可能性がある。そうした意味で、秩序と紛争は相対的で融合的ともいえる。紛争当事者は、置かれた場所で、固有の関係性のなかで、言説的構造の支配を受けながら、解釈的な抵抗を実践的におこなっているのである。

司法書士の司法ソーシャルワーク活動において、こうした解釈法社会学的な分析枠組の有効性が推測されることはすでに指摘したとおりであるが、次の簡易裁判所における法専門職による代理関与の場面で、経験的資料に基づいてより説得力のあるかたちで示すことができた。

(5) 簡易裁判所における代理訴訟での本人参加のあり方

本人訴訟の割合が非常に多い簡易裁判所においても、利用者が専門職による代理を使用できるように司法書士の簡裁代理権が導入された。簡易裁判所の通常民事訴訟事件での専門職の代理関与のなかで、本人たち素人がどのように口頭弁論に参加していくのかを、解釈法社会学の理論的枠組に依拠して、法廷傍聴による参与観察記録に基づきながら検討を行った(『法的対論への本人の参加 簡易裁判所における弁論過程と紛争当事者』)。

発足以来、少額訴訟機能と第一審管轄分担機能とが混在していた簡易裁判所の通常民事訴訟は、少額訴訟手続の創設と司法制度改革後の弁護士および認定司法書士の進出により、形式性を強めて第一審管轄分担機能に傾斜するようになった。そうした通常民事訴訟における法専門職間の対論過程で、当事者本人は法的形式性をはずれた関係的な語りを意図して戦略的に挿入してくることがある。そうした発話に対しては、裁判官は非同調的でも同調的でもない実践形式の対応をすることで中立らしい訴訟進行を達成することができる。こうした観点のもとで、本人も同行する専門職代理人関与の簡易裁判所の通常民事訴訟では、法専門職たちによるルール志向的な語りのなかに、当事者本人が関係的な語りで適切に参加する機会が観察された。

(6) 司法書士の後見業務における紛争処理活動の研究の残された課題

以上のように、本研究においては、高齢者等の事理弁識能力が不十分な要対応者への司法書士の支援は見られ、その具体的な実践を解釈法社会学の理論的枠組で分析する可能性は確認され

るものの、そもそも多重債務問題が沈静化してからは、司法書士は一般の紛争処理業務から撤退していることが推測されるとともに、代理型の紛争処理では本人の参加と緊張関係を伏在させながら適切な関与のダイナミズムを検討する必要が確認されている。ただし、本研究は2年目から感染症の影響を受けて、予定どおりに十分な調査研究を進めることができなかつた領域もあった。

第一に、司法書士の成年後見関係業務の経験的調査である。司法書士の紛争処理関係業務については、裁判傍聴により観察記録を収集することができた。しかしながら、成年後見関係業務については、1年目の準備的調査以降は業務の性格上まったく実施ができていない。日常の成年後見業務について、より広く詳細に聴き取りなどをおこなうなかで、紛争案件との関連が見えてくるものと思われる。また、そうした作業により、成年後見関係業務と紛争処理関係業務との統一的な理論の構築が可能になると期待される。

第二に、アメリカの Independent paralegal との比較である。海外での調査を要する本研究も感染症の期間は実施できていない。司法書士制度は日本の独自性が強いので、単純な比較はできないが、非常に近い等価的な社会的機能を果たしている「制度」との比較は、日本社会における司法書士の役割を考えるにあたって、重要な知見をもたらすと考えられる。これもまた、今後の課題とされる。

これまでの研究成果をもとに、学術論文等のかたちで公表をおこなうとともに、今後さらに残された課題についても検討を進めていく予定である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 仁木恒夫
2. 発表標題 「『庶民の裁判所』と『くらしの法律家』」
3. 学会等名 日本法社会学会
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計2件

1. 著者名 和田 仁孝、西田 英一、仁木 恒夫	4. 発行年 2022年
2. 出版社 信山社出版	5. 総ページ数 288
3. 書名 新ブリッジブック法社会学	

1. 著者名 日本法社会学会	4. 発行年 2023年
2. 出版社 有斐閣	5. 総ページ数 368
3. 書名 法社会学の最前線	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------